

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」、「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」、「建築基準法施行規則」、「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」の一部改正案及び関係告示の制定・改正案等に関するパブリックコメントの結果概要及びこれに対する対応等について

【意見公募手続の概要】

- 実施期間：平成 28 年 10 月 21 日（金）～平成 28 年 11 月 20 日（日）
- 告知方法：電子政府の総合窓口のホームページ
- 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送
- 意見数：計 16 件

注意

- ・ ご意見の全体像が把握できるように、代表的なご意見を抽出し、整理しております。
なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。
- ・ 手続に必要な添付書類の詳細など、制度の運用に関するご質問については、技術的助言や講習会資料等において明確化します。
(建築物省エネ法のページ (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html) を参照)
- ・ 今回のパブリックコメントと直接関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

省令・告示事項に係る意見の概要及び見解・対応等について

頂いたご意見の概要		見解・対応等
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更について	<p>■軽微な変更とは「建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更」とあるが、具体的内容を明示してもらいたい。</p> <p>(ほか類似意見：7件)</p>	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下に該当する変更が建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更該当するものと解しています。 <ol style="list-style-type: none"> ①建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更 ②一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ③建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。） ・詳細については、講習会資料等において明確化し、周知していきます。
省エネ法に基づく省令の改正について	<p>■「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」の一部改正案については、本来は法の附則に定める規定ではないか。また、なぜこの時期に省令を改正することとしたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定建築物及び第二種特定建築物の届出の期日は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令に定められています。今回の改正事項は、同省令に規定する届出の期日に係るものであるため、法の附則ではなく、同省令の一部改正により対応するものです。 ・改正の時期については、改正内容が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規制措置の施行日に関係することから、施行日の決定にあわせています。

<p>建築基準法施行規則の改正について</p>	<p>■確認申請書の第二面において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出済」又は「提出予定」の場合に登録建築物エネルギー消費性能判定機関の所在地を記入する目的を教えてください。申請者にとって間違いやすい部分になるため、できれば記入不要としてほしい。また、記入が必要な場合で、本社の他に支店等の事業所をもつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関においては、いずれの所在地を記載すべきか。</p>	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請を受けた建築主事等が、判定を実施した事業所を特定しやすくすることを目的としています。そのため、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が支店等の複数の事業所を持つ場合にあっては、実際に判定を実施した事業所の所在地を記入していただきたいと考えています。 <p>なお、このことは、既に指定構造計算適合性判定機関に関して定めているところと同様です（第2号様式 第二面関係注意⑨）。</p>
<p>高い開放性を有する用途について</p>	<p>■高い開放性を有する用途の条件として、壁を有しないこと又は開放部分（内部に間仕切壁等を有しない建築物の階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1/20以上であるもの）のみで構成される建築物であることとされているが、いずれかの条件を満たせば良いのであれば、壁を有しないことを条件として規定しなくとも良いのではないか。</p> <p>■間仕切壁等にはふすまや障子等が含まれないことを明確化すべきではないか。</p>	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> 「壁を有しないこと」は、高い開放性を有することが、床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合を計算しなくとも明らかな場合として、規定しています。 <p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、告示においては、間仕切壁又は戸には、「ふすま、障子その他これらに類するもの」が含まれないことを明示しております。

施行日について	<p>■規制措置は平成 29 年 4 月 1 日施行予定とされているが、公布の時期から施行日までの期間が短く、審査機関側の準備や、申請者側の理解が不十分ではないかと思われる。施行日を延期いただきたい。 (類似意見：1 件)</p>	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査機関側の準備や申請者側の理解が進むよう、引き続き、講習会等で制度の周知を徹底してまいります。
	<p>■確認申請が施行日前で、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく届出が施行日後となる場合の対応を規定する必要があるのではないか。</p>	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今般、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部を改正し、施行日前に確認申請を行った場合には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出を施行日前までに行わなければならないこととしました（施行日前までに届出を行わなかった場合、同法に基づく届出義務違反となります。）。
その他	<p>■適合性判定員として必要な要件を満たす者が、エネルギー消費性能確保計画の提出をした場合、手続きを緩和することができないか。</p>	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合性判定は、専門的な知識及び技術を有する第三者がエネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認するものであり、当該計画を提出した者が一定の資格を有していることをもって、手続きを緩和することはできません。